

## 令和5年11月農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月30日（木曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

### 出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁  
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 栗下 章二

【推進委員】 宮田 吉人 津口 えりこ 坂元 清美 山野 真澄  
杉元 義男 中津 ゆみ子 土器 三紀夫 中津 富夫  
米倉 千春 山口 長徳 鶴田 幸一 園田 義保  
吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

### 欠席委員

【農業委員】 前原 幸太郎 田上 みゆき

【推進委員】 増田 賢造 下原 小枝子 福迫 久利

### 事務局職員

事務局長補佐	大田黒 元	農地調整係長	塩入 友之
農地調整係主査	大園 あけみ	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	馬越脇 浩	農地調整係主事	佐藤 純大

議 題

- 報告第13号 農地等の合意解約について
- 報告第14号 農地法第3条の規定による許可の返戻について
- 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第41号 農用地利用集積計画について
- 議案第42号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第45号 非農地証明願いについて
- 議案第46号 農地利用最適化推進委員の辞任について

事務局長補佐            それではただいまから令和5年11月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

稲田会長                【あいさつ・・・】

稲田議長                次に委員の出席状況を報告いたします。前原委員、田上委員、増田委員、下原委員、福迫委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただ今の出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員15名で定足数に達しております。

                              これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、森永委員と栗下委員を指名いたします。

                              それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第13号から報告第14号、及び議案第40号から議案第46号までを一括議題といたします。

                              事務局長補佐に議案の朗読をお願いします。

事務局長補佐            (議案朗読)

稲田議長                議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第13号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局                    議長。

稲田議長                事務局。

事務局                    それでは、報告第13号、農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は29件です。

                              2ページをご覧ください。令和5年11月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

                              整理番号2番は、中間管理機構による貸付へ移行するため解約するものです。

整理番号6番は、経営規模を縮小するため解約するものです。

3ページになります。整理番号28番及び29番は、今後売却するため解約するものです。以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、次に報告第14号「農地法第3条の規定による許可の返戻について」事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは、報告第14号、「農地法第3条の規定による許可の返戻について」ご報告します。今月の許可返戻件数は1件です。

議案書5ページをご覧ください。所有権移転の整理番号1番、場所は、大字〇〇になります。地目、面積は、畑2筆、913㎡です。これについては、令和元年の11月総会で審議され、同月の29日付けで許可されましたが、許可返戻の理由欄に記載のとおり、譲渡人が死亡したため、許可書を返戻するものです。以上、ご報告いたします。

稲田議長

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転9件、権利の設定2件、合計11件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いた

します。

次の7ページになります。初めに「所有権移転」について説明いたします。整理番号1番、田1筆、1,162㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、409㎡の交換です。整理番号3番との交換です。

整理番号3番、田1筆、817㎡の交換です。整理番号2番との交換です。

次の8ページになります。整理番号4番、畑1筆、508㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号5番、田1筆、2,704㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、669㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次の9ページから10ページまでになります。整理番号7番、田1筆、畑5筆、計6筆の3,851㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号8番、次の11ページまでになります。田3筆、3,203㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号9番、田1筆、461㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

次に、「権利の設定」について説明いたします。次の12ページになります。

整理番号1番、田1筆、4,194㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田1筆、1,407㎡の使用貸借です。備考欄のとおり増田委員及び前原委員の掘起こしです。

以上、所有権移転9件、権利の設定2件、合計11件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

稲田委員 事務局の説明が終わりました。議案第40号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地の報告を事務局に、申請人「受人」の報告を吉田委員にお願いします。まずは、事務局にお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 整理番号1番の農地の報告を田上委員に代わって報告します。申請地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていません。申請農地の周辺の状況は、北側が水田、南、東、西側は住宅となっております。日照は良好、用排水は不良です。進入路がないため、隣の空き家になっている渡人の宅地の中を歩いていかないと行けない状況です。作付状況は、何も作付けされていません。

稲田議長 次に、吉田委員にお願いします。

吉田委員 議長。

稲田議長 吉田委員。

吉田委員 整理番号1番の受人について報告いたします。連絡をしたときに熊本の方に行かれており、自宅にはいつ帰るか分からないとの事だったので、電話で調査しました。受人の営農状況は、会社勤めで家庭菜園や草刈りなどしているとの事です。渡人との関係は知人です。後継者はいません。取得後は野菜作りをして畔や用水路の管理もこれまでどおり行っていくとの事です。以上、報告いたします。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

稲田議長 次に、整理番号2番の土地の報告を米倉委員に、申請人「受人」の報告を鶴田委員にお願いします。まずは、米倉委員にお願いします。

米倉委員 議長。

稲田議長

米倉委員。

米倉委員

整理番号2番の農地について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。周囲の状況は、国道沿いの農地で、宅地や水田に接しています。日照や接道は良好です。用水路はありませんが、排水路は、国道の側溝に接していました。作付けは現在されていませんが、草刈、耕運等の管理はされてきました。

稲田議長

次に、鶴田委員にお願いします。

鶴田委員

議長。

稲田議長

鶴田委員。

鶴田委員

整理番号2番の受人について報告します。受人は〇〇自治会内に居住しており、受人の営農状況は、稲作と施設園芸の専業農家です。渡人との関係は、祖母同士が幼なじみであり、以前から知人の関係であります。後継者はおり、農地の取得後は水稻を作付けする予定です。所有農地の管理及び地域との調和も良好であり、適切と判断します。皆様のご審議方よろしくお願いします。

稲田議長

次に、整理番号3番の土地及び、申請人「受人」の報告を米倉委員にお願いします。

米倉委員

議長。

稲田議長

米倉委員。

米倉委員

整理番号3番の農地と受人について報告します。申請農地は受人自宅近くの南側にある農地です。周囲の状況は、宅地と牛舎、菜園に囲まれています。日照、接道は良好です。受人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。地域との調和も良く、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。皆様のご審議よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、整理番号4番の土地を宮田委員に、申請人「受人」の報告を中津富夫委員にお願いします。まずは、宮田委員にお願いします。

宮田委員

議長。

稲田議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号4番の農地について報告します。〇〇自治会内にあります。周囲は宅地に囲まれており、日照、接道は問題ありません。排水はありません。

稲田議長 次に、中津富夫委員にお願いします。

中津委員 議長。

稲田議長 中津富夫委員。

中津委員 整理番号受人の4番の受人について報告します。受人の営農状況は、宿泊業との兼業農家で、後継者もおられます。取得後は、玉ネギ、ネギ等を作付けする予定との事でありました。所有農地の管理は、〇〇工事の関係で耕作はされていませんが、草刈り管理はされていまして、適切と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

稲田議長 次に、整理番号5番の土地を事務局に、申請人「受人」の報告を宮田委員にお願いします。まずは、事務局にお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 整理番号5番の農地につきまして、前原委員の調査報告を代読します。申請農地の場所は、〇〇自治会内にあり、基盤整備はされていません。農地の形状は、変形で1筆を3枚に区分けされています。申請農地周辺は、北側が県道、東、南が工場、西が水田で田や宅地等が混在しています。日照、接道、用排水は、概ね良好です。申請農地の作付け状況は、水稻でした。申請農地としては特に問題ありませんでした。皆様のご審議方をよろしくお願いします。

稲田議長 次に、宮田委員にお願いします。

宮田委員 議長。

稲田議長 宮田委員。

宮田委員 整理番号5番の受人の状況について報告します。受人は水稻主体

で、自動車整備業との兼業農家です。所有する畑では、家庭菜園で野菜等作付けされています。機械等は、トラクターなど所有されています。別段問題ないと判断しました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。

稲田議長

次に、整理番号6番の土地を吐師委員に、申請人「受人」の報告を事務局に願ひします。まずは、吐師委員に願ひします。

吐師委員

議長。

稲田議長

吐師委員。

吐師委員

整理番号6番の農地について報告します。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、形状はひし形の悪い状態でした。農地の周辺は畑が隣接しており、作付けもされており良好でした。日照、接道も良好でした。現在は、作付けがされていませんでした。3分の2は草刈りがされており、残りの3分の1は草が残っていました。

稲田議長

次に、事務局に願ひします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

次に受人について、下原委員に代わって報告します。受人は〇〇自治会に居住しており、営農状況は、建設業と稲作の兼業農家です。渡人との関係は、知人です。後継者もいらっしゃいます。農地の取得後は、露地野菜を栽培する予定です。営農につきましては、一生懸命に取り組み、所有農地の管理も行き届いており適切と判断します。皆様のご審議方よろしく願ひします。

稲田議長

次に、整理番号7番の土地を新原委員に、申請人「受人」の報告を事務局に願ひします。まずは、新原委員に願ひします。

新原委員

議長。

稲田議長

新原委員。

新原委員

整理番号7番の農地、6筆について報告します。申請農地は、〇

○自治会内にあります。申請農地及びその周辺の状況については、畑の5筆と水田の1筆の2か所に分散しています。畑の5筆は〇〇入り口から、南東へ300m位入ったところにあり、畑地かんがい事業で整備され1枚になっています。形状も良く、日照、接道、用排水、管理状況も良好でした。水田の1筆は〇〇川と〇〇川の合流地点から〇〇川上流900m位の左岸に接続した農地で、4枚に分かれて管理されています。日照と用排水は良いのですが、接道はせまく、形状は悪いです。皆様方の審議をよろしく願います。

稲田議長

次に、事務局に願います。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

譲受人の世帯の営農状況は、現在、〇〇に在住しており、農作業経験は5年間です。現在は、耕運機を所有していますが、移住後はトラクターを購入するとの事です。農地は、空き家バンクに登録された空き家とセットになった農地でありまして、今回、許可後にえびの市に移住される予定であります。さらに、譲受人も子どももえびの市に移住する予定で、現在空き家の物件を探しているとのことで、将来は後継者になると思われます。農地の取得後は、田は水稻、畑は露地野菜を栽培し、これまでどおり、耕作、管理し、また地域の取り組みには、全面的に協力していくとのことありますので、何ら問題ないと判断します。皆様のご審議方よろしく願います。

稲田議長

次に、整理番号8番の土地及び、申請人「受人」の報告を森永委員に願います

森永委員

議長。

稲田議長

森永委員。

森永委員

整理番号8番の農地3筆について報告します。3筆のうち2筆は1枚になっており、ひし形で基盤整備は済んでいません。西側、東側、北側は水田となっています。日照などはいい状況です。

続いて受人の報告をします。受人は、みなさんも良く知っている、ここにおられますが、竹下会長代理です。営農状況は、専業農家です。渡人との関係は知人であります。後継者は、県内在住であります。取得後は水稻の作付けをされます。所有農地の畦畔の管理など良好でございます。地域との調和や、用排水の管理など良いと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

稲田議長

引き続き、整理番号9番の土地及び、申請人「受人」の報告を森永委員に申し上げます。

森永委員

議長。

稲田議長

森永委員。

森永委員

整理番号9番の農地について報告いたします。場所は〇〇の交差点から北に500m位のところにあります。正方形の形状です。現在は、梅の苗が植わっていました。日照など良好です。

受人は、現在、梅を60a位作付けされており、道の駅等の直売所に出荷されています。後継者は〇〇におられます。取得後は、引き続き梅を栽培される予定です。所有農地の畦畔の状況は、良好です。地域との調和も〇〇もされていますので、適切であると思えます。以上報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

稲田議長

次に、「権利の設定」1番の土地及び、申請人「受人」の報告を山野委員に申し上げます。

山野委員

議長。

稲田議長

山野委員。

山野委員

整理番号1番について報告します。農地は〇〇自治会内にあり、基盤整備はされておらず、周辺一帯は水田です。

受人の営農状況は、稲作主体の農家です。地域との調和についても問題ないと判断しました。受人と渡人との関係は知人であります。水稻の作付け後、現在はきれいに耕運され、管理も行き届いており、適切と判断いたします。皆様のご審議方をお願いいたします。

稲田議長 次は、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を事務局に  
お願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 整理番号2番につきまして増田委員に代わって報告します。申請  
農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備は済んでいますが、周  
辺一帯は山林に隣接して、日照が不良です。農地の形状も悪いです  
が、接道、用排水は良好です。申請農地の作付け状況は、飼料稲と飼  
料作物でした。

受人は〇〇自治会内に居住しており、営農状況は、稲作主体の兼  
業農家です。農地の取得後は、水田として利用され、地域との調和  
については、所有農地の管理も行き届いていることから適切と判断  
します。皆様のご審議方お願いします。

稲田議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠  
の説明をお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から  
第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題  
ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆さまから事  
前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題は  
ないということでございます。

従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号  
に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以  
上、ご報告いたします。

稲田議長 ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第40号の審議に入ります。所有権移転整理番号

8番の譲受人は、竹下会長代理であります。よって農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき竹下会長代理の退席を求めて審議します。竹下会長代理の退席をお願いします。

(竹下会長代理退席)

稲田議長                    それでは、所有権移転整理番号8番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長                    質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号8番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長                    全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。竹下会長代理の退席を解きます。

(竹下会長代理着席)

稲田議長                    それでは、所有権移転整理番号8番を除く、議案第40号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか

山下委員                    議長。

稲田議長                    山下委員。

山下委員                    所有権移転整理番号1番と7番の譲受人について、1番の譲受人の経営面積はどれ位あるのでしょうか。また7番の譲受人は5年位前から農業をしているとありましたが、経営農地は、えびの市にあるのか、〇〇にあるのか。

事務局                      議長。

稲田議長                    事務局

事務局                      整理番号1番の方は、経営農地はありません。これから所有して農業を始められます。整理番号7番の方は、空き家バンクを利用して空き家を購入する予定とし、えびのに移住される方なので、えびのに所有農地はありませんので、えびのの経営面積はなしです。○

○の農地については、踏査をしていないので把握いたしておりません。申請書では、農地について貸借なのか、所有していたかわかりませんが5年の農業経験があるとあります。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 補足説明をいたします。令和5年4月より下限面積要件が撤廃となりました。それまでは、青地では、50a以上経営していないと農地の所有ができませんでした。農業従事日数150日以上あれば、経営面積が0でも農地の所有ができるようになりました。

山下委員 議長。

稲田議長 山下委員。

山下委員 今の説明は理解しています。私が聞きたいのは、5年前から農業をしていたという事ですので、その農地はあったのか。ようは、○にあったのか。えびのにあるのか。そこを聞いています。

稲田議長 事務局にもう一度説明をお願いします。

事務局 5年間、営農経験があると申請書に書いてございます。農地を所有していたか貸借していて、5年間営農していたと推測していますが、本日の農地法3条の許可の要件は、えびの市の農地を取得や貸借し、適正に管理するのかが許可の要件になりますので、○○での農地の管理が許可の要件にならないため、調査をいたしておりません。

稲田議長 他に質疑はありませんか。

竹下会長代理 議長。

稲田議長 竹下会長代理。

竹下会長代理 整理番号2番と3番の交換ですが、面積が倍くらい違いますが、問題はないのでしょうか。

米倉委員 議長。

稲田議長 米倉委員。

米倉委員 整理番号2番の狭い方の農地ですが、何も耕作されていなく国道沿いの出入り口付近にあります。この奥には2番の譲受人の農地が4筆、面積で3反の水田が接しているため、以前から2番の受人の方は欲しかったそうです。今回、3番の受人の所有する水田に隣接する倍くらいある水田との交換との話があつて応じたそうです。

稲田議長 他に質疑はありませんか。  
(なしと言う者多数あり)

稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。所有権移転整理番号8番を除く議案第40号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長 全員賛成と認めます。よつてお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第41号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

稲田議長 事務局。

事務局 それでは議案第41号「農用地利用集積計画について」説明します。今月の計画件数は、所有権移転6件となっております。

申出人の住所・氏名、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

整理番号1番、畑5筆、1, 195㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、491㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、畑2筆、2, 191㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号4番、畑1筆、1, 112㎡の売買です。価格は総額〇〇

円です。

整理番号5番、田2筆、1,388㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号7番、田6筆、畑1筆、計7筆、14,532㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしく願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第41号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第41号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に議案第42号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第42号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。

19ページをご覧ください。今月の計画件数は51件です。申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明

し、他は省略させていただきます。

それでは20ページをご覧ください。整理番号1番、田1筆、997㎡の賃貸借です。

整理番号2番、田5筆、6,616㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑1筆、1,254㎡の使用貸借です。

整理番号4番、畑1筆、4,091㎡の使用貸借です。

整理番号5番、畑1筆、2,361㎡の賃貸借です。

整理番号6番、畑1筆、7,096㎡の使用貸借です。

整理番号7番、畑3筆、4,099㎡の使用貸借です。

整理番号8番、田4筆、2,878㎡の賃貸借です。

21ページです。整理番号9番、田1筆、549㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田5筆、3,962㎡の賃貸借です。

整理番号11番、田3筆、2,876㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、618㎡の賃貸借です。

整理番号13番、田1筆、499㎡の使用貸借です。

整理番号14番、田4筆、2,780㎡の使用貸借です。

整理番号15番、田1筆、531㎡の使用貸借です。

22ページです。整理番号16番、田6筆、4,850㎡の使用貸借です。

整理番号17番、田1筆、523㎡の使用貸借です。

整理番号18番、田5筆、2,952㎡の使用貸借です。

整理番号19番、田2筆、1,920㎡の使用貸借です。

整理番号20番、田4筆、2,825㎡の使用貸借です。

22から23ページです。整理番号21番、田3筆、2,537㎡の使用貸借です。

整理番号22番、田5筆、2,334㎡の使用貸借です。

整理番号23番、田3筆、2,210㎡の使用貸借です。

整理番号24番、田2筆、1,013㎡の賃貸借です。

整理番号25番、田3筆、2,589m<sup>2</sup>の賃貸借です。

23から24ページです。整理番号26番、畑1筆、田10筆、合計11筆、20,121m<sup>2</sup>の使用貸借です。

24から25ページです。整理番号27番、畑13筆、田10筆、合計23筆、22,912m<sup>2</sup>の使用貸借です。

25から28ページです。整理番号28番、畑53筆、田10筆、合計63筆、58,049m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号29番、畑2筆、田5筆、合計7筆、9,359m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号30番、畑1筆、1,007m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号31番、畑1筆、田6筆、合計7筆、13,976m<sup>2</sup>の使用貸借です。

28から29ページです。整理番号32番、田7筆、5,770m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号33番、田8筆、11,057m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号34番、田2筆、2,855m<sup>2</sup>の賃貸借です。

29から30ページです。整理番号35番、田8筆、19,483m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号36番、田10筆、5,920m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号37番、畑1筆、521m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号38番、畑2筆、365m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号39番、畑1筆、166m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号40番、畑1筆、190m<sup>2</sup>の賃貸借です。

31ページです。整理番号41番、畑1筆、158m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号42番、畑3筆、田5筆、合計8筆、21,265m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号43番、田1筆、129m<sup>2</sup>の使用貸借です。

整理番号44番、田1筆、1, 242 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号45番、田6筆、5, 567 m<sup>2</sup>の使用貸借です。

31から32ページです。整理番号46番、田2筆、3, 021 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号47番、畑1筆、4, 409 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号48番、田1筆、536 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号49番、畑1筆、6, 129 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号50番、畑6筆、11, 352 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

整理番号51番、田7筆、5, 484 m<sup>2</sup>の賃貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び、農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第42号の審議に入ります。

整理番号1番の受け手は、吉田委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

稲田議長

それでは、整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

稲田議長

次に、整理番号36番の受け手は、上村委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき上村委員の退席を求めて審議します。上村委員の退席をお願いします。

(上村委員退席)

稲田議長

それでは、只今から整理番号36番について各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号36番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。上村委員の退席を解きます。

(上村委員着席)

稲田議長

それでは、整理番号1番及び36番を除く議案第42号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

吐師委員

議長。

稲田議長

吐師委員。

吐師委員

整理番号28番の使用貸借は、経営移譲関係の使用貸借ですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

整理番号28番につきましては、親子間で、農業者年金の関係で使用貸借になります。

稲田議長

他に質疑はありますか。

竹下会長代理

議長。

稲田議長

竹下会長代理。

竹下会長代理

整理番号2番の賃料が10aあたり〇〇円と高いと思いますがど

うしてですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

整理番号2番について説明いたします。高いので受け手にも確認をしましたが、経営所得安定交付金が交付されることや、高くても借りたい農地であるとのことで、お互いに納得され決められた金額です。

稲田議長

他に質疑はありませんか。

米倉委員

議長。

稲田議長

米倉委員。

米倉委員

整理番号45番の字〇〇、〇〇番は、先ほどの議案第40号整理番号3番で上がった物件ですが、問題ないですか。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

すみません。この件は、把握をしていませんでした。交換農地です。所有者が変わりますので、この1筆は取り下げとなります。

稲田議長

他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。お諮りいたします。整理番号1番及び36番を除く議案第42号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第42号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します。

ここでしばらく休憩します。10時30分に再開します。

(休憩)

稲田議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」と議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」と議案第45号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。33ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

34ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、560㎡のうち160㎡を菓子・パン製造販売店舗として申請するものです。農地区分は第一種農地ですので原則転用不可ですが、不許可の例外規定である集落接続要件を満たすため、転用可能となります。工事期間は令和6年1月5日から令和6年1月末日までとなっています。事業費につきましては、土地造成費〇〇円、建設費〇〇円、機械設備費〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。生活排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、北側排水溝にて処理します。

こちらは、申請前に造成がされていたため、申請人より始末書の提出がございます。

次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。35ページをお開きください。

今月の許可申請件数は6件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

36ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、1,471㎡を糶摺り乾燥機用の農業用倉庫として申請す

るものです。農地区分は第一種農地ですので原則転用不可ですが、不許可の例外規定である集落接続要件を満たすため、転用可能となります。権利関係は売買です。事業費については土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、倉庫建設費〇〇円、コンテナハウス〇〇円、パイプ倉庫〇〇円、機械設備費〇〇円、合計〇〇円。工事期間につきましては、令和6年1月1日から令和6年2月末まで。建物の雨水については側溝に放流し、敷地内の雨水については自然地下浸透にて処理します。

整理番号2番、申請地は大字〇〇、田1筆、549m<sup>2</sup>を自動車置場として申請するものです。権利関係は売買で、工事期間は令和6年2月1日から令和6年5月末日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。雨水については自然地下浸透にて処理予定です。

整理番号3番から6番については同一事業のため、一括して説明いたします。整理番号3番、申請地は大字〇〇、田6筆、3,249.05m<sup>2</sup>。

整理番号4番、申請地は大字〇〇、田1筆、1,242m<sup>2</sup>。

整理番号5番、申請地は大字〇〇、田1筆、672m<sup>2</sup>。

整理番号6番、申請地は大字〇〇、田1筆、173m<sup>2</sup>。

あわせて、田9筆、5,336.05m<sup>2</sup>を中古自動車置場兼駐車場敷地として申請するものです。権利関係は売買で、工事期間は令和5年12月25日から令和6年1月末日までとなっています。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円、合計〇〇円を自己資金により対応されるとの事です。排水につきましては、自然地下浸透及び市道側溝に排水します。

議案第45号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。39ページをお開きください。今月の証明願い件数は2件でございます。

す。申出人の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

40ページをお開きください。整理番号1番、場所が、大字〇〇、畑1筆、382㎡です。申請理由は山林です。

整理番号2番、場所が、大字〇〇、畑1筆、1,419㎡です。申請理由は山林です。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

稲田議長

事務局の説明が終わりました。議案第43号から45号については、11月29日に、第2小委員会で審議がされておりますので、ここで第2小委員長から報告をお願いします。

田中第2小委員長、

議長。

稲田議長

田中第2小委員長。

田中第2小委員長

それでは、第2小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、11月29日に、委員9名、事務局2名の計11名の出席のもと、第2小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条申請1件、5条申請6件、非農地証明願ひ2件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

議案第43号、農地法4条申請の整理番号1番について説明します。場所は〇〇地区です。〇〇から北東に500mのところ position します。申請人は、今回自己所有地に焼き菓子・ケーキなどを製造販売する店舗を建設したく申請するものです。申請地の状況は、北側・西側は宅地、東側・南側は水田と接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に議案第44号、農地法5条申請の整理番号1番について説明します。場所は〇〇地区です。〇〇から北に100mのところ position します。譲受人は、今回、糶摺り乾燥機用の農業用倉庫を建設しようと、土地を探していたところ、譲渡人から同意を得たため、申請するものです。申請地の状況は、北側は山林、西側・東側は水路、

西側は水田に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に、整理番号2番について説明します。場所は〇〇地区です。〇〇から北側に200mに位置します。譲受人は今回の申請地となりでレッカー業を営んでおり、事故や故障で動かなくなった自動車を置く、自動車置場を探していたところ、隣接農地の所有者から同意を得たため、申請するものです。申請地の状況は、北側は田、南側は国道、東側は雑種地、西側は宅地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

次に整理番号3番から6番は同一事業ですので、一括して説明します。場所は〇〇地区です。〇〇から西に800mのところに位置します。譲受人は申請地付近で、中古自動車販売業を営んでおり今回、規模拡大のため自動車置場を探していたところ、申請農地の所有者から同意を得たため、申請するものです。申請地の状況は、北側・東側・西側は市道、南側は雑種地に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、議案第45号、非農地証明願いの整理番号1番についてご説明します。申請地区は〇〇地区でございます。

現況は、山林となります。その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの整理番号2番についてご説明します。整理番号2番については、市の公用車では行くことが出来ませんでしたので、事務局が用意した航空写真や現況写真を見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと判断しました。

以上、第2小委員会は、慎重・審議しました結果、4条申請1件、5条申請6件、非農地証明願い2件について、農地法上許可相当及び、非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第2小委員会の報告を終わります。

稲田議長  
事務局  
議長  
事務局

続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

議長。

事務局。

判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第43号から第45号の計9件につきましては、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

稲田議長

ただいま、第2小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。議案第44号整理番号1番の譲渡人及び議案第45号整理番号1番の申請人は、竹下会長代理であります。よって農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき竹下会長代理の退席を求めて審議します。竹下会長代理の退席をお願いします。

(竹下会長代理退席)

稲田議長

それでは、議案第44号整理番号1番及び議案第45号整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第44号整理番号1番及び議案第45号整理番号1番に対す

る対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。また事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第44号整理番号1番及び議案第45号整理番号1番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。竹下会長代理の退席を解きます。

(竹下会長代理着席)

稲田議長

それでは、議案第44号整理番号1番と議案第45号整理番号1番を除く議案第43号から議案第45号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第44号整理番号1番と議案第45号整理番号1番を除く議案第43号から議案第45号に対する第2小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第44号整理番号1番と議案第45号整理番号1番を除く議案第43号から議案第45号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第43号と議案第44号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第45号は、お諮りのとおり決定いたします。

次に議案第46号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議長。

稲田議長

事務局。

事務局

それでは、議案第46号「農地利用最適化推進委員の辞任につい

て」ご説明いたします。

追加議案の2ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の福迫委員から、令和5年11月27日付で一身上の都合により、委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。

なお、残りの任期については、令和8年7月26日までであり、最適化推進委員が1名の欠員となりますが、現時点では追加募集はしないと考えています。しかし、今後状況などをみていき、追加募集が必要と判断した場合には、委員の皆様と協議をさせていただきます。

また、これまで福迫委員が担当していた地区については、本日の総会終了後に、飯野の委員の皆様で協議をして頂きます。

稲田議長

ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第46号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。  
(なしと言う者多数あり)

稲田議長

質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

稲田議長

全員賛成と認めます。議案第46号はお諮りのとおり決定いたします。  
以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時50分